

JPM ジャパン・フォーカス・ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資可能



投資信託説明書（目論見書） | 2008.11 |

本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

設定・運用は

JPモルガン・アセット・マネジメント

JPMジャパン・フォーカス・ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書（交付目論見書）2008. 11

設定・運用は
JPモルガン・アセット・マネジメント

- 1．この目論見書により行うＪＰＭジャパン・フォーカス・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を平成20年10月29日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成20年11月14日に生じております。
- 2．ＪＰＭジャパン・フォーカス・ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きの他為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。元金が保証されているものではありません。

- 本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書 第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第2項本文に基づき、投資家にあらかじめまたは申込みと同時に交付しなければならない目論見書（交付目論見書）です。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は投資家から請求された場合に交付されます。また、投資家が請求目論見書の交付を請求した場合には、ご自身でも交付請求をしたことを記録していただきますようお願いいたします。
- 請求目論見書に記載されている情報については、ＥＤＩＮＥＴ（「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」）によっても入手することが可能です。

● 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項

ＪＰＭジャパン・フォーカス・ファンドは、主に国内株式を投資対象とするＪＰＭジャパン・フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）受益証券を主要投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」という。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分お読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本の株式を実質的な主要投資対象としますので、組入株式の発行会社の業績、財務状況の悪化や倒産、市場環境等の影響により組入有価証券の価格が下落することで基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資を行うことができますので、外貨建資産に投資を行った場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。（設定時に投資予定の外国通貨はありません。将来、投資する通貨が変更される場合があります。）

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「為替変動リスク」および「流動性のリスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3 投資リスク」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

お申込み日の基準価額に 3.15%（税抜 3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

換金（解約）手数料

かかりません。

信託報酬

当ファンドの純資産総額に年率 1.764%（税抜 1.68%）を乗じて得た額とします。

信託財産留保額

かかりません。

監査費用

信託財産の純資産総額に年率 0.021%（税抜 0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間 315 万円（税抜 300 万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなします。

その他の費用

- ・当ファンドおよびマザーファンドにおいて投資する有価証券を売買する際に発生する手数料
- ・当ファンドおよびマザーファンドの資産を外国で保管する場合に発生する費用 等

その他の費用は、当ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、

当ファンドおよびマザーファンドの運用状況により変動するため、事前には確定しておりません。またご投資家の皆様が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動します。

したがって、手数料等毎の金額ならびに当該手数料等の合計額およびこれらの計算方法を表示することができません。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

■ クーリングオフの適用はありません。

以上

JPM ジャパン・フォーカス・ファンド

当概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。
詳細は交付目論見書本文をご覧ください。

ファンドの基本情報

基 本 的 性 格	追加型株式投資信託／国内株式型(一般型) ／自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	信託財産の中長期的な成長を目指し、JPM ジャパン・フォーカス・マザーファンドⅡ(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象として運用を行います。
主な投資対象	マザーファンドを通じて、主に日本の株式に投資します。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
基準価額の価額変動リスクおよび信用リスク	マザーファンドを通じて組入れた株式の値動き(外貨建株式については通貨の変動もあります。)や、当該株式の発行者の信用状況の変化等により、基準価額は大きく変動しますので元金が保証されているものではありません。
信 託 期 間	無期限です。
決 算 日	原則として毎年11月27日とします。 決算日が休業日の場合は翌営業日を決算日とします。
収 益 分 配	毎決算日に、委託会社が収益分配方針に基づいて分配を行う予定です。 ただし、必ず分配を行うものではありません。 『自動けいぞく投資コース』を選択された方は、収益分配金が税引き後、無手数料で再投資されます。

ご購入について

申込方法	原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。
申込期間	当初申込期間：平成20年11月14日から平成20年11月27日まで 継続申込期間：平成20年11月28日から平成22年2月25日まで 《なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。》
申込価格	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：取得申込日の基準価額とします。 《取得申込みには申込手数料を要します。》
申込単位	販売会社が定める単位とします。 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。 分配金の受取方法により、申込みには、『一般コース』と『自動けいぞく投資コース』の2つのコースがあります。 《申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。》
受渡方法	取得申込代金の支払いについて： 当初申込期間：投資家は、取得申込代金を申込みの販売会社に当初申込期間中に支払うものとします。 継続申込期間：投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。 受益権の引渡しについて： 当ファンドの受益権は振替受益権 [*] のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等 [*] の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。 [*] 交付目論見書『第一部 証券情報（2）内国投資信託受益証券の形態等』をご参照ください。
受付時間	原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。
申込の中止	有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。
申込取扱場所	販売会社

ご換金について

換 金 方 法	原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。
換 金 価 格	換金申込日の基準価額とします。 換金時に手数料はかかりません。 《課税については、次ページをご参照ください。》
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
受 渡 方 法	換金代金の支払いについて： 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。 受益権の引渡しについて： 当ファンドの受益権は振替受益権[*]のため、換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの信託契約の一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法[*]の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金の申込みは振替受益権をもって行うものとします。 * 交付目論見書『第一部 証券情報（2）内国投資信託受益証券の形態等』をご参照ください。
受 付 時 間	原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。
換 金 の 中 止	有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：
 JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社
 TEL: 03-6736-2350
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））
 HPアドレス: <http://www.jpmorganasset.co.jp>

手数料等および税金

● 購入時、収益分配時、解約時等にご負担いただく費用・税金

・平成 20 年 12 月 31 日まで*

時期	項目	費用・税金
購入時	申込手数料	3.15% (税抜3.0%) を上限として、申込価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対し10% (所得税7%、地方税3%)
解約時	所得税および地方税	個別元本超過額に対し10% (所得税7%、地方税3%)
償還時	所得税および地方税	個別元本超過額に対し10% (所得税7%、地方税3%)

* 当該日付の基準については、交付目論見書をご参照ください。

・収益分配時、解約時および償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

・上記の税率は個人の場合であり、法人の場合は、7% (所得税7%) の税率で源泉徴収されます。

・なお、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

・平成 21 年 1 月 1 日以降*¹

時期	項目	費用・税金
購入時	申込手数料	3.15% (税抜3.0%) を上限として、申込価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対し10% (所得税7%、地方税3%) または20% (所得税15%、地方税5%)* ²
解約時	所得税および地方税	解約価額から取得費を控除した額に対し10% (所得税7%、地方税3%) または20% (所得税15%、地方税5%)* ³
償還時	所得税および地方税	償還価額から取得費を控除した額に対し10% (所得税7%、地方税3%) または20% (所得税15%、地方税5%)* ³

*¹ 当該日付の基準については、交付目論見書をご参照ください。*² 平成 22 年 12 月 31 日までは年間に受け取る普通分配金等の額に応じて税率が異なります。平成 23 年 1 月 1 日以降は、一律 20% の税率となる予定です。*³ 平成 22 年 12 月 31 日までは年間に受け取る上場株式等の譲渡所得等の額に応じて税率が異なります。平成 23 年 1 月 1 日以降は、一律 20% の税率となる予定です。

・上記の税率は個人の場合であり、法人の場合は、法人所定のものとなります。なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

● 当ファンドで間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金		
毎 日	信 託 報 酬	合 計 年率1.764%(税抜1.68%)		
		委託会社	販売会社	受託会社
		年率0.84% (税抜0.8%)	年率0.84% (税抜0.8%)	年率0.084% (税抜0.08%)
毎 日	監 査 費 用	委託会社が実際に支払った費用を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。 ・委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。		

- ・上記の他、有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用(売買委託手数料)、投資信託証券に投資した場合にかかる費用、外貨建資産に投資した場合の保管費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が信託財産中から支払われます。
- ・信託報酬は、計算期間を通じて毎日、費用計上し、計算期間の最初の6ヵ月終了日、計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支払います。

詳しくは、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

JPM ジャパン・フォーカス・ファンド

有価証券届出書提出日	: 平成20年10月29日
発行者名	: J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目 次

頁

交付目論見書

第一部 証券情報（発行、申込についての情報）	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1. ファンドの性格（ファンドの目的及び基本的性格、仕組み）	4
2. 投資方針（投資方針、投資対象、運用体制、分配方針、投資制限）	7
3. 投資リスク	12
4. 手数料等及び税金（申込手数料、換金手数料、信託報酬等、その他の手数料等、 課税上の取扱い）	14
5. 運用状況（投資状況、投資資産、運用実績）	18
6. 手続等の概要	19
7. 管理及び運営の概要（資産管理等の概要、受益者の権利等の概要）	21
第2 財務ハイライト情報（貸借対照表、損益及び剰余金計算書）	22
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	23
第4 ファンドの詳細情報の項目（請求目論見書の項目）	24

基本用語の解説

信託約款

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

JPMジャパン・フォーカス・ファンド
(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

当ファンドは、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、以下、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えてください。

当ファンドの受益権は、格付を取得していません。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

(3) 発行価額の総額

当初申込期間：1,000億円を上限とします。

継続申込期間：2兆円を上限とします。

なお、上記金額には、後記「(5) 申込手数料」は含みません。

(4) 発行価格

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額(1万口当たり)は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額(1万口当たり)は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

(5) 申込手数料

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

^{*} 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行価格」の照会先までお問い合わせください。

「自動けいぞく投資^{*} 契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

^{*} 自動けいぞく投資とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものです。

(6) 申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、収益の分配時に分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資家は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。また、当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行価格」の照会先までお問い合わせください。

(7) 申込期間

当初申込期間：平成20年11月14日から平成20年11月27日まで

継続申込期間：平成20年11月28日から平成22年2月25日まで^{*}

^{*} なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間における毎営業日に受付けます。

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

(8) 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行価格」の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 払込期日

当初申込期間中は、投資家は、取得申込代金^{*}を申込みの販売会社に当初申込期間中に支払うものとし、当初申込期間にかかる発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間中は、投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとし、継続申込期間中における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

^{*} 取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

(10) 払込取扱場所

投資家は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとし、

(11) 振替機関に関する事項

当ファンドの振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

(12) その他

申込証拠金はありません。申込金額には利息はつきません。

日本以外の地域における受益権の発行はありません。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^{*}を有する「JPMジャパン・フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象として運用を行います。

（後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照ください。）

^{*} 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

(ハ) 基本的性格

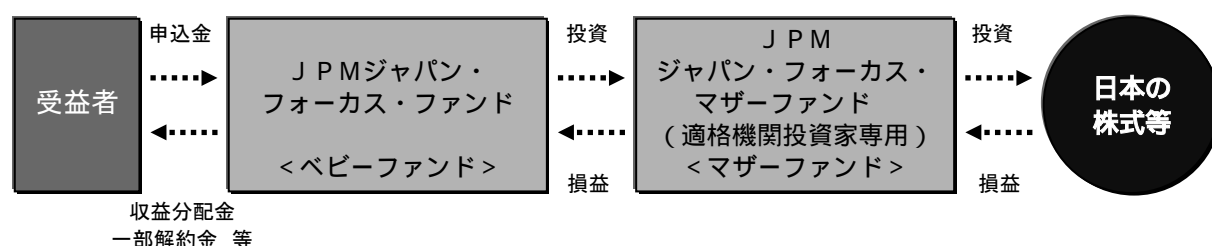
追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）^{*}に属します。

^{*} 「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」をいいます。

(ニ) ファンドの特色

当ファンドの運用はファミリーファンド方式^{*}により、マザーファンドを通じて行います。

^{*} ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド：「JPMジャパン・フォーカス・ファンド」）とし、その資金をマザーファンド（「JPMジャパン・フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）」）に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



マザーファンドは、日本の株式を主要投資対象^{*}とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

^{*} 投資対象には不動産投資信託等の受益証券、法令により当該受益証券とみなされる受益権および投資証券（以下あわせて「REIT」といいます。）も含まれます。

「不動産投資信託等」とは、投資信託および投資法人のうち、その投資信託約款または投資法人規約において、投資信託財産または投資法人の財産の総額についてその2分の1超の額を不動産等（土地の賃借権、地上権、不動産を主たる投資対象とする信託受益権等）を含みます。）で運用することを目的とするものをいいます。

マザーファンドにおけるアナリストの調査・分析活動においては、「JPM日本株式ストラテジー^{*}」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。

^{*} JPM日本株式ストラテジーについては、後記「2 投資方針（1）投資方針（ロ）投資態度」をご参照ください。

マザーファンドにおけるポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断（主観的判断）のみに頼ることなく、配当割引モデル（DDM）^{*}等を通じてその修正を行います。

^{*} 配当割引モデル（DDM）については、後記「2 投資方針（1）投資方針（ロ）投資態度「JPM 日本株式ストラテジー」による運用プロセス」をご参照ください。

TOPIX^{*}（配当込み）を当ファンドのベンチマークとします。

ベンチマークとは当ファンドの運用成果を計る指標です。

日本の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直すことがあります。

^{*} TOPIXとは東証株価指数（Tokyo Stock Price Index）のことで、市場全体の動きを反映する指標として、東京証券取引所が発表している指標です。東証第一部上場のすべての日本企業（内国普通株式全銘柄）が算出の対象で、全銘柄の時価総額を基準時価総額で除することによって求め、株式分割や上場銘柄数の変更のとき、基準時価総額の修正を行いながら連続性を保持しています。

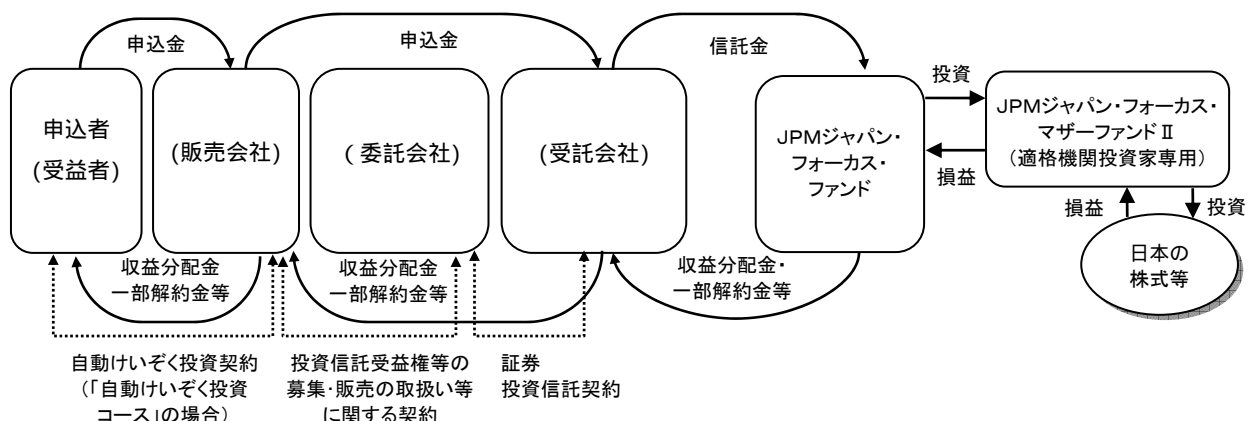
TOPIXに関する一切の知的所有権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属するものであります。

また、同取引所は当ファンドの運用に関して一切責任を負うものではありません。

当ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合も下回る場合もあります。

（2）ファンドの仕組み

（イ）仕組み図



（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（有価証券届出書提出日現在）

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（有価証券届出書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2 投資方針

(1) 投資方針

(イ) 運用方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンドは、日本の株式に主として投資します。

(ロ) 投資態度

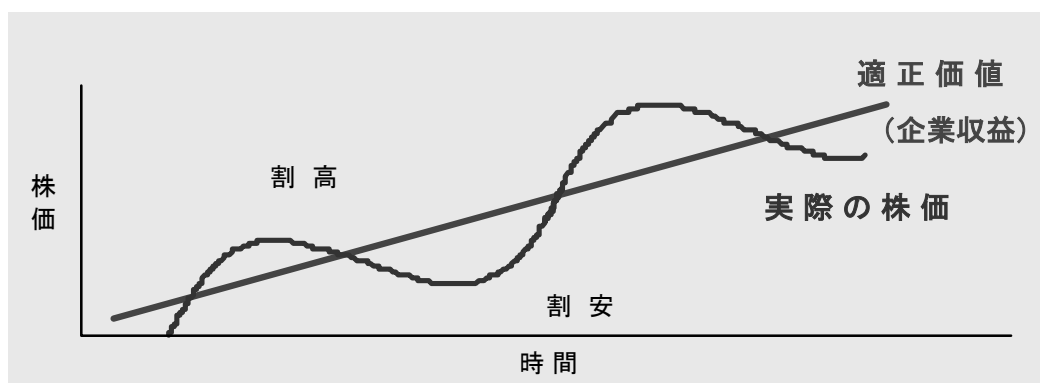
マザーファンドにおける運用のプロセスは次のとおりです。なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドは、「JPM日本株式ストラテジー」に基づき運用されます。

「JPM日本株式ストラテジー」の投資哲学

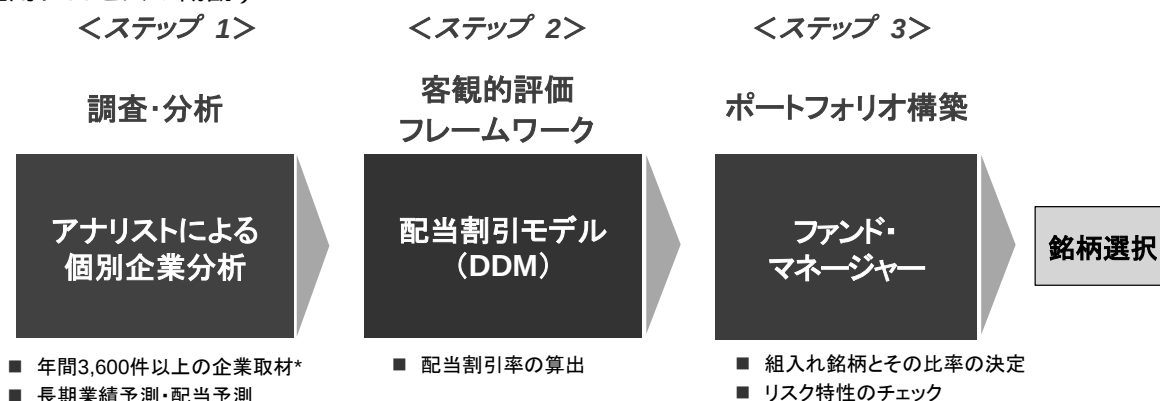
- 株価は、長期的な企業収益から導き出される適正価値に沿って変動する。
- 超過収益を得るためには、適正株価に対して株価が割安であるか否かの分析が必須である。

<概念図>



「JPM日本株式ストラテジー」による運用プロセス

(運用プロセスの概観)

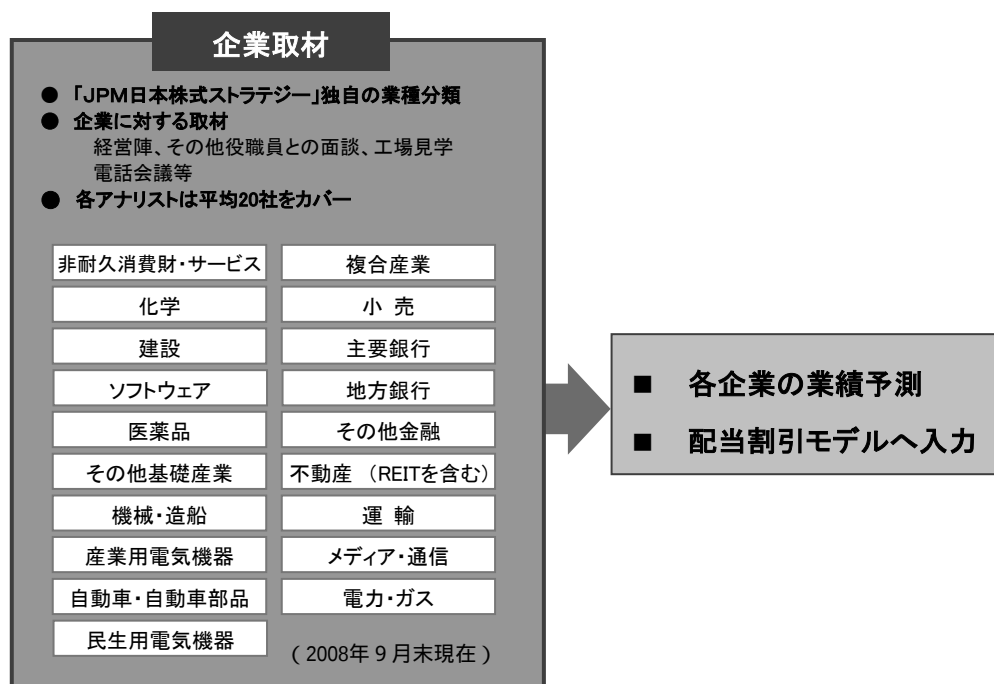


* 1 2007年実績。

* 2 取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業情報を得ることをいいます。なお、REITに関しては、その運用会社や投資法人の責任者に対して企業取材を行います。

<ステップ1>

- 調査・分析 - アナリストによる調査・分析

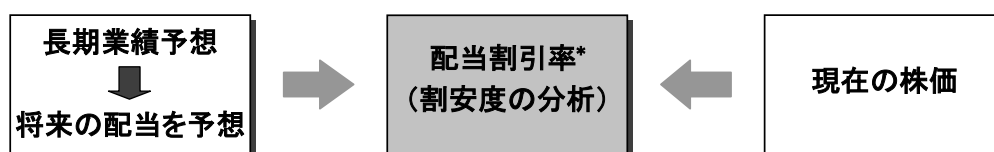


委託会社のJPM運用本部の専任アナリスト（以下「アナリスト」といいます。）が日本株の分析を担当し、調査対象企業に年間延べ3,600件以上（2007年実績）の企業取材を実施するなど、活発な調査活動をしております。

アナリストは、徹底的な企業取材、財務分析を通じて、それぞれの担当セクターにおいて企業ごとに長期業績・配当の予想を行います。長期業績予想が投資判断材料である配当割引モデルの基礎となるため、これらの予想の妥当性については、アナリストとポートフォリオ・マネジャーとの間で徹底した検証・討論が行われます。

<ステップ2>

- 客観的評価・フレームワーク - 配当割引モデル（DDM）による客観的評価



* 配当割引率とは、将来の配当収入を現在の株価に割り引く割引率のことです。その値が大きいほど現在の株価水準は割安であることを示します。

銘柄の魅力度を客観的に比較するためのフレームワークとして、配当割引モデル（DDM）を使用しております。同モデルでは、アナリストによる予想に基づく将来の配当及び残存価値を現在の株価と比較し、銘柄ごとに配当割引率（＝銘柄の期待収益率）を算出します。算出された配当割引率の順番により、業種分類にかかわらず調査対象銘柄を一括してランキングし、現在の株価の割安度合いの客観的な比較を行います。

配当割引モデル（DDM）によるランキングのイメージ図

配当割引率 ランキング		銘柄名	業種名	配当割引率 (%)	マザーファンド マザーファンド ポートフォリオ
割安					
	1	A銀行	地方銀行	9.60	
	2	B電気	産業用電気機器	9.12	
	3	C金属	その他基礎産業	8.90	
	4	D電力	電力・ガス	8.82	
	5	E証券	その他金融	8.71	
	6	F銀行	主要銀行	8.64	
	7	G食品	非耐久消費財・サービス	8.60	
	8	Hキャピタル	その他金融	8.53	
	9	I重工	機械・造船	8.52	
	10	J商社	複合産業	8.50	
	...	...	...	...	
	298	X不動産	不動産		
	299	Y運輸	運輸		
割高	300	Zソフト	ソフトウェア		

* 業種名は、「JPM日本株式ストラテジー」独自の業種分類です。

<ステップ3>

● ポートフォリオ構築

銘柄選択の基準は配当割引モデルです。配当割引率の高い（割安な）順番によるランキングの中から、原則として上位ランキング銘柄を組入れ対象とします。ポートフォリオ・マネジャーは業績予想の確信度合いや流動性などの市場環境を勘案した上で、投資比率やタイミングの決定を行います。株価評価に配当割引モデルが活用されるので、ポートフォリオ・マネジャーの定性判断に過度に依存しないポートフォリオ構築が可能です。ポートフォリオ構築の際には、業種配分、リスクファクターの乖離には囚われず、配当割引モデルが示す相対的な割安感に注目し、積極的にリスクをとることにより、高いリターンを目指します。

上記<ステップ1>から<ステップ3>によりポートフォリオ構築を行います。

マザーファンドの運用の特徴

- 卓越した調査・分析能力 - 長期業績予想
16名のアナリストおよび1名のエコノミスト（2008年9月末日現在）が、徹底した企業に対する取材を通じて、調査対象企業の長期的な収益の予想を行います。
- 配当割引モデル（DDM）の活用 - 客観的評価
ポートフォリオ・マネジャー、アナリストまたはエコノミストの主観的な定性判断のみに依存することなく、配当割引モデル（DDM）の活用により客観的に銘柄の割安度を判定します。

(2) 投資対象

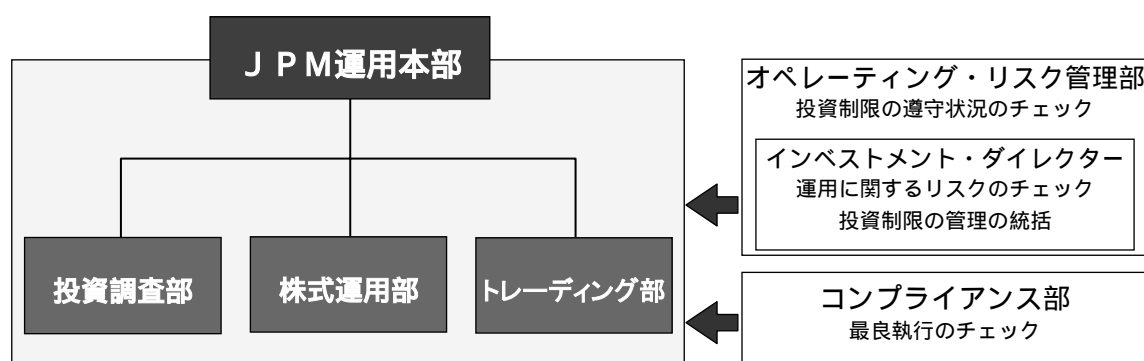
投資対象および運用の指図範囲につきましては、ＪＰＭジャパン・フォーカス・ファンド信託約款（以下「信託約款」といいます。）をご参照ください。

（参考）マザーファンドの投資対象

投資対象および運用の指図範囲につきましては、ＪＰＭジャパン・フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。）をご参照ください。

(3) 運用体制

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用体制は次のとおりです。



当ファンドの運用は、委託会社のＪＰＭ運用本部が行います。

ＪＰＭ運用本部内において、ポートフォリオの構築を行うポートフォリオ・マネジャーが属するのが株式運用部（2008年9月末日現在6名）、アナリストおよびエコノミストが属するのが投資調査部（2008年9月末日現在17名）、実際に株式の売買等を行うのがトレーディング部（2008年9月末日現在5名）です。

また、オペレーティング・リスク管理部は、投資制限の遵守状況をモニターし、管理・監督を行い、コンプライアンス部は、最良執行についてのチェックを行います。

委託会社では運用業務規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンドおよびマザーファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

・ 委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

(4) 分配方針

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象収益の範囲

計算期間終了日における、信託約款第40条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

分配対象収益の分配方針

委託会社は、上記の分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、

分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。詳しくは、信託約款をご参照ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。

詳しくは、マザーファンド信託約款をご参照ください。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドも同様の投資制限があります。）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3 投資リスク

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に国内株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果損失を被ることがあります。

当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

為替変動リスク

為替相場の影響による価格変動リスクです。マザーファンドは、信託財産の純資産総額の30%以下の範囲内で外貨建資産に投資することができますので、外貨建資産に投資した場合には、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。また、ベンチマークを変更することもあります。

受益者（投資家）の解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に株式の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定されている場合には、当該ファンドの解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、設定から1年経過以降、信託財産の純資産総額が20億円を下回るようになった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても、繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

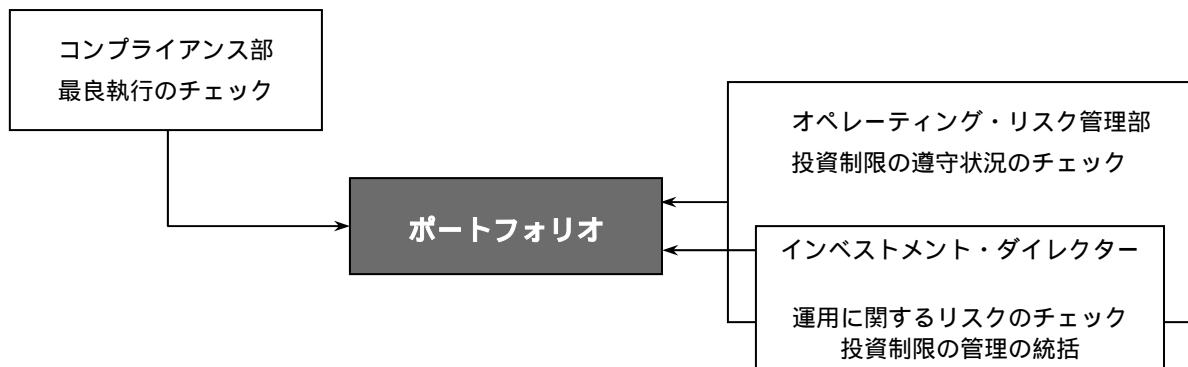
流動性のリスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

その他のリスクおよび留意点

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制



インベストメント・ダイレクターは、運用分析室からリスク指標の報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行います。また、月次でポートフォリオ・マネジャーに対し、パフォーマンスの考査の結果を報告し、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を統括します。

コンプライアンス部は、売買発注システムに組み込まれたモニタリングのシステムを通じて売買状況をモニターし、最良執行についてチェックを行います。

オペレーティング・リスク管理部は、投資制限の遵守状況をモニターし、その結果に基づき適切な対応および是正措置を図る等、管理・監督を行っています。また、オペレーティング・リスク管理部内にて、インベストメント・ダイレクターは投資制限の遵守状況の報告を受け、把握します。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

(2) 換金手数料

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

マザーファンド受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.764%（税抜1.68%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.84% （税抜0.8%）	年率0.84% （税抜0.8%）	年率0.084% （税抜0.08%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) その他の手数料等

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引に係る費用（売買委託手数料）が実費でかかります。

外貨建資産に投資した場合には、外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（REITを含み、以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のよ

うな費用が間接的に当ファンドの負担となります。

(a) 運用報酬

(b) 運用に付随して発生する費用

(c) 法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。

上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降、信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

マザーファンドにおいても、上記 から までの費用を負担します。

上記 から までの手数料等の合計額は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間、その他の要因により変動し、表示することができないことから記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドより間接的にご負担いただきます。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。下記の税制は、有価証券届出書提出日現在のものです。

個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記の「 収益分配金の課税について」をご参照ください。

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(注)平成21年1月1日^{*1}より、個人の受益者の場合、上場株式等^{*2}の譲渡益が譲渡所得等^{*3}として課税対象となります。譲渡益は、解約価額または償還価額から取得費^{*4}を控除した額です。

法人の受益者の場合は、引き続き一部解約時または償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

*1 平成21年1月1日以降に、一部解約時においては一部解約の日、償還時においては償還日が到来したものが該当します。詳細は販売会社または税務専門家（税務署等）にご確認ください。

*2 租税特別措置法第37条の11の3第2項（平成21年1月1日施行（施行日は所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第1条（施行期日）第1項第3号に規定、以下施行日に関しては同じ。））に規定されるものをいいます。例えば、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託（当ファンドを含みます。）です。

（以下同じ。）

*3 租税特別措置法第37条の10（平成21年1月1日施行）に規定されるものをいいます。（以下同じ。）

*4 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。（以下同じ。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱について

(a) 個人の受益者に対する課税

平成20年12月31日まで^{*}は下記のとおりとなります。

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用あり）を選択することもできます。

一部解約時もしくは償還時に差損が発生した場合には、確定申告を行うことにより、上場株式等（上場株式、ETFおよびREITを含みます。）の譲渡損益との損益通算が可能になります。

なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

* 平成20年12月31日までに、収益分配時においては決算日、一部解約時においては一部解約の日、償還時においては償還日が到来したものが該当します。（「法人、個人別の課税の扱いについて」において、法令の施行日以外の日付に関しては同様の基準です。）詳細は販売会社または税務専門家（税務署等）にご確認ください。

平成21年 1 月 1 日より下記のとおりとなります。

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20% (所得税15%および地方税 5 %) となります。なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税 (配当控除の適用あり) のいずれかを選択することもできます。

上記において、平成21年 1 月 1 日から平成22年12月31日までの 2 年間 (以下「経過期間」といいます。) について、特例措置が設けられています。詳細は下記 A . および B . をご参照ください。

A . 1 年間に受ける上場株式等の配当等* (1 年間の支払金額が 1 万円以下の銘柄にかかるものを除く。) の合計額が100万円以下の受益者については、源泉徴収による申告不要制度が適用され、原則確定申告は不要です。ただし、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

源泉徴収または申告分離課税の場合の税率は10% (所得税 7 % および地方税 3 %) となります。

B . 1 年間に受ける上場株式等の配当等* (1 年間の支払金額が 1 万円以下の銘柄にかかるものを除く。) の合計額が100万円を超える受益者については、源泉徴収による申告不要制度が適用されませんので、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択し、確定申告を行うことが必要となります。

申告分離課税の場合、100万円を超える部分についての税率は20% (所得税15%および地方税 5 %) となります。

* 租税特別措置法第 8 条の 4 (平成21年 1 月 1 日施行) に規定されるものをいいます。例えば、上場株式、 E T F および R E I T の配当金、ならびに公募株式投資信託 (当ファンドを含みます。) の普通分配金です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20% (所得税15%および地方税 5 %) となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。(損益通算については後記< 損益通算について > をご参照ください。)

税率については経過期間における特例措置が設けられ、1 年間に受ける上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円以下の部分については10% (所得税 7 % および地方税 3 %) の税率が適用されます。

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収選択口座 (特定口座) をご利用の場合確定申告は不要となり、20% (所得税15%および地方税 5 %) の税率で源泉徴収されます。

税率については経過期間における特例措置が設けられ、10% (所得税 7 % および地方税 3 %) の税率が適用されます。

ただし、経過期間においても、1 年間に受ける上場株式等の譲渡所得等の合計額が

500万円を超える部分についての税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。この場合、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用であっても、その超える年の上場株式等の譲渡所得等について、源泉徴収による申告不要制度は適用されませんので、申告分離課税による確定申告を行うことが必要となります。

< 損益通算について >

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等の譲渡損は、確定申告を行うことにより、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年の確定申告における損益通算の結果譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。ただし、損益通算の対象となる公募株式投資信託の分配金およびその他の上場株式等の配当金は、申告分離課税を選択したものに限りません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、収益分配金のうち所得税法上課税対象となる普通分配金には益金不算入制度が適用されます。特別分配金は課税されません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

5 運用状況

当ファンドは平成20年11月28日から運用を開始することを予定しており、該当事項はありません。

6 手続等の概要

(1) 申込手続等

申 込 方 法	原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。
申 込 価 格	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：取得申込日の基準価額とします。 取得申込みには申込手数料を要します。
申 込 単 位	販売会社が定める単位とします。 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。 分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。 申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
受 渡 方 法	取得申込代金の支払いについて： 当初申込期間：投資家は、取得申込代金を申込みの販売会社に当初申込期間中に支払うものとします。 継続申込期間：投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。 受益権の引渡しについて： 当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。
受 付 時 間	原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。
申 込 の 中 止	有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。
申 込 取 扱 場 所	販売会社

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先： J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社 TEL：03 - 6736 - 2350 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午）） HPアドレス：http://www.jpmorganasset.co.jp

(2) 換金手続等

換 金 方 法	原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。
換 金 価 格	換金申込日の基準価額とします。 換金時に手数料はかかりません。 課税については、前記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
受 渡 方 法	換金代金の支払いについて： 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。 受益権の引渡しについて： 当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの信託契約の一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。 なお、換金の申込みは振替受益権をもって行うものとします。
受 付 時 間	原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。
換 金 の 中 止	有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産管理等の概要

資 産 の 評 価	受益権 1 口当たりの純資産価額（基準価額）は、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって原則として各営業日に委託会社が計算します。なお、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示することがあります。 基準価額（1 万口あたり）は、販売会社に問い合わせることにより、また原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊により知ることができます。
保 管	該当事項はありません。
信 託 期 間	無期限です。
計 算 期 間	毎年11月28日から翌年11月27日までです。 計算期間終了日が休業日の場合は翌営業日を計算期間終了日とします。 決算日は原則として毎年11月27日（休業日の場合は翌営業日）です。
そ の 他	
信 託 の 終 了 等	委託会社は、設定日から 1 年経過以降、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合は、当ファンドを終了させることができます。 その他、信託約款は、当ファンドが終了または承継される場合や、受託会社の辞任および解任の場合の取扱いについて規定しています。 詳しくは、信託約款をご参照ください。
信 託 約 款 の 変 更 等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合ができます。変更内容が重大なものに該当する場合および当ファンドの併合（以下「重大な約款の変更等」といいます。）を行う場合には、書面による決議を行います。 詳しくは、信託約款をご参照ください。
運 用 報 告 書	委託会社は、計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、受益者に対して販売会社を通して交付します。
関係会社との契約の更新等に関する手続について	委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約は、1 年間毎の自動更新規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。 当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

(2) 受益者の権利等の概要

収益分配金の請求権	当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求することができます。収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して 5 営業日目）までに受益者に支払いを開始します。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、収益分配金は再投資されます。
償還金の請求権	償還金を持分に応じて委託会社に請求することができます。償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して 5 営業日目）までに受益者に支払いを開始します。
受益権の一部解約の実行請求権	受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求することができます。
反対者の買取請求権	当ファンドの信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合において、書面による決議で当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
帳簿の閲覧権	委託会社に対し、その営業時間内に信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第 2 財務ハイライト情報

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成20年11月28日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

当ファンドの財務諸表は「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成します。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続きはありませんが、その譲渡は以下の手続きにより行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 上記(1)の申請があった場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(2) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第 4 ファンドの詳細情報の項目

請求目論見書に記載している項目名は次のとおりです。

第 1 ファンドの沿革		
第 2 手続等	1	申込手続等
	2	換金手続等
第 3 管理及び運営	1	資産管理等の概要
	(1)	資産の評価
	(2)	保管
	(3)	信託期間
	(4)	計算期間
	(5)	その他
	2	受益者の権利等
第 4 ファンドの経理状況	1	財務諸表
	2	ファンドの現況
第 5 設定及び解約の実績		

基本用語の解説

交 付 目 論 見 書	当ファンドの内容を詳しく説明している法定文書で、当ファンドの申込者にあらかじめまたは申込みと同時に交付または送付されます。 当ファンドを購入する前に必ずお読みください。
請 求 目 論 見 書	交付目論見書の内容を補足している法定文書で、投資家から請求があった場合に交付または送付されます。
自動けいぞく投資	当ファンドから生じる収益分配金を受益者に払い出しせずに、税金を差引いた後、当ファンドの元本に組入れて再投資することをいいます。
純 資 産 総 額	当ファンドに組入れている株式や債券などの資産を時価評価し、合計した金額から未払金等の負債を差し引いた金額をいいます。
基 準 価 額	純資産総額を当ファンドの受益権総口数で割った1口当たりの時価のことをいいます。なお、便宜上1万口に換算した価額で表示することがあります。
収 益 分 配	当ファンドが得た収益の中から受益者へ還元する部分を収益分配といいます。分配の支払額は基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
ベンチマーク	当ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標（インデックス）のことです。
信 託 報 酬	当ファンドの運用・管理等にかかる費用で信託財産の中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
ポートフォリオ	資産運用において、運用対象商品（株式等）の組入れ銘柄の組み合わせによって構成されている資産内容のことをいいます。
ポートフォリオ・マネジャー	資産の運用を行う運用担当者をいいます。
流 動 性	株式や債券などの組入有価証券の売買が、迅速かつ適正な価格で行えるかどうかを計る尺度です。
解 約 請 求	当ファンドの資産を直接取り崩して受益者に返金することを請求することをいいます。

追加型証券投資信託

J P M ジャパン・フォーカス・ファンド

信 託 約 款

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針等

信託約款第18条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針、および信託約款第40条第3項に基づき委託者が別に定める収益分配方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「本信託財産」といいます。）の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「JPMジャパン・フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、マザーファンドの受益証券に投資します。

株式以外の資産（他の投資信託（マザーファンドを含みます。以下「他投資信託」といいます。）の受益証券（法令上当該受益証券とみなされる受益権を含みます。以下同じ。）を通じて投資する場合は、他投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、この投資信託にかかる投資信託財産の総額（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第6条に定めるものをいいます。）の原則として50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、残存元本がこのような運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、この限りではありません。上記において「他投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分」とは、本信託財産に属する各々の他投資信託の受益証券の時価総額に、各々の他投資信託の信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下同じ。）に占める全ての株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）および信託約款第24条に定めるみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合（信託約款第24条に基づき算出したものをいいます。）は、本信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券（信託約款第16条第1項なお書きに規定するものをいい、マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合（信託約款第16条第4項および第5項に基づき算出したものをいいます。）は、本信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定するものをいいます。）についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第6号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、信託約款第21条に定める目的で行います。

有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいいます。）は、信託約款第15条第1号八に定めるものを、信託約款第22条に定める目的で行います。

3. 収益分配方針

信託約款第36条に定める計算期間（以下「計算期間」といいます。）終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象収益の範囲

計算期間終了日における、信託約款第40条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

分配対象収益の分配方針

委託者は、上記の分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＪＰＭジャパン・フォーカス・ファンド
信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項または第50条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権（以下単に「受益権」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募に該当し、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集の方法により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項に定める信託金にかかる受益権については、信託金1円を1口とし1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消され

た場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求および受益証券の再発行の請求は行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、第3条第1項に定める信託金にかかる受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の取得申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいいます。以下同じ。）または登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、当該金融商品取引業者または登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項における申込は、第7項に規定する場合を除き撤回できないものとします。

第1項の申込における受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、次項に規定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日より前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。

第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が別に定める自動けいぞく投資約款（またはそれに相当するもの）にしたがって受益者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得の申込みにおける受益権の価額は、当該分配金にかかる第36条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

委託者は、有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、取得申込日における基準価額の計算が不能となった場合、計算された取得申込日における基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合など、基準価額が確定できない事情（以下「基準価額未定の事情」といいます。）があるときには、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、第1項による受益権の取得の申込を中止させることができます。受益権の取得の申込が中止された場合には、第3項にかかわらず、受益者は当該中止以前に行った当日の受益権の取得の申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得の申込を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を取得申込日とみなして、第1項にしたがいます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等

において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条第2項の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ．有価証券（金融商品取引法第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

ロ．有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第6号に規定するものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

ハ．有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいい、次に掲げるものを対象とした取引に限りします。以下同じ。）にかかる権利

(1)金融商品（金融商品取引法第2条第24項に定めるものをいい、ただし有価証券を除きます。以下同じ。）

(2)金融商品の価格または金融商品（通貨を除きます。）の利率等（金融商品取引法第2条第21項第4号に定めるものをいいます。）

ニ．みなし有価証券（金融商品取引法第2条第2項に定めるものをいいます。以下同じ。）のうち以下に規定するもの

(1)金銭、金銭債権、不動産、地上権または賃借権を信託する信託にかかる受益権

(2)信託財産を主として上記イからハに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする、金銭を信託する信託の受益権（上記(1)に定めるものを除く。）

(3)外国の者に対する権利で上記(1)および(2)に掲げる権利の性質を有するもの

(4)金融商品取引法施行令第1条の3の4に規定する債権

ホ．約束手形（上記イに該当するものを除きます。）

ヘ．金銭債権（上記イ、ロ、ハ、ニまたはホに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含みます。）

2．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として「JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社」を委託者とし、「三菱UFJ信託銀行株式会社」を受託者とする信託契約に基づき設定された親投資信託である、「JPMジャパン・フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、

有価証券にかかるものに限ります。)

17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. コール・ローン

3. 手形割引市場において売買される手形

4. 金銭債権(前項に掲げる有価証券または前各号もしくは次号に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。)

5. 前条第1号二に掲げるみなし有価証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属するすべての投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法(兼営法第2条第1項にて準用する場合を含みます。以下本条および第28条において同じ。)、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となっていくものを含みます。)、受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。また、受託者の利害関係人がその利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、その親法人等もしくは子法人等(金融商品取引法第31条の4第5項もしくは第6項に規定する親法人等もしくは子法人等を含みます。)、または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資を行うことができます。

第1項および前項の取扱い、第20条から第23条まで、第26条、および第31条から第33条までにおける委託者の指図による取引その他これらに類する行為についても同様とします。

前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。))または外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。))に上場されている株

式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者はこれに投資することの指図ができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売り出しにより取得する株券
- 5．信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。ここで「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。
- 6．信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

（有価証券関連デリバティブ取引の運用指図・目的）

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

（有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引の運用指図・目的）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動もしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。第26条において同じ。）との合計額が、外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額の30%をいいます。以下本条において同じ。）を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上り等により外貨建資産組入可能額を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産との合計額について、当

該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引（金融商品取引法第2条第20項で定めるデリバティブ取引を除きます。）を行うことの指図をすることができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第27条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．信託財産の保存にかかる業務
- 2．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条 受託者は、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により、金融機関、金融商品取引業者のうち金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類するもの（以下、本条において総称して「金融機関等」といいます。）から取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーを、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間（以下「計算期間」といいます。）は、毎年11月28日から翌年11月27日までとします。

前項において、計算期間終了日が休業日に該当するときは、計算期間終了日は該当日の翌営業日に変更されるものとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、計算期間終了日に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用（これにかかる消費税等に相当する金額を含みます。）ならびに受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項における信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用については、実費相当額の支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.02%を乗じて得た額（ただし、年間300万円を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額およびこれにかかる消費税等に相当する金額の合計額の支弁を、計算期間の最初の6ヵ月終了日、計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降、信託財産中から受けるものとします。本項に基づいて委託者が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（信託報酬の総額）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.68%を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上し、計算期間の最初の6ヵ月終了日、計算期間終了日および信託終了日の翌営業日にその日までの計上額のうち支弁されていない額を信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、計算期間を通じて毎日計上し、前項の信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（利益の処理方法）

第40条 信託財産から生ずる計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利金、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と、マザーファンドの信託財産に属する配

当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

前項第1号における「みなし配当等収益」とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託者は、計算期間終了日において、別に定める収益分配方針にしたがって、第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額から収益の分配を行うことができます。分配を行わない額については、次計算期間以降の分配にあてるため分配準備積立金として積み立てます。

計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次計算期間に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額をその時点における受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については次条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については次条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど追加信託にかかる受益権の口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど追加信託にかかる受益権の口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、または償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。

信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、基準価額未定の事情が生じたときには、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を一部解約の実行請求日とみなして、第3項に準じて一部解約の価額を計算します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託契約締結日から1年経過以降、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の場合において、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第2項から前項までの規定は、第1項において委託者がこの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に

受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがうとともに、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項による場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者は、新受託者を選任できないときは、信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の場合（この信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、第1項において委託者が重大な約款の変更等を行おうとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第46条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成 20 年 11 月 28 日

委託者 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

親投資信託

J P M ジャパン・フォーカス・マザーファンド
(適格機関投資家専用)

信 託 約 款

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

信託約款第 19 条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1．基本方針

この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「信託財産」といいます。）の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1)投資対象

日本の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

株式以外の資産への投資は、この投資信託にかかる投資信託財産の総額（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 6 条に定めるものをいいます。）の原則として 50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、この限りではありません。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、為替ヘッジを行いません。

(3)投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額（信託約款第 8 条に規定するものをいいます。以下同じ。）の 30%以下とします。

投資信託証券（信託約款第 17 条第 1 項なお書きに規定するものをいいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以下とします。

有価証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項に規定するものをいいます。）についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 6 号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、信託約款第 22 条に定める目的で行います。

有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に定めるものをいいます。）は、信託約款第 16 条第 1 号八に定めるものを、信託約款第 23 条に定める目的で行います。

以上

親投資信託
ＪＰＭジャパン・フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）
信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項もしくは第2項、第46条第1項、第47条第1項または第49条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益証券（以下単に「受益証券」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募に該当し、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる私募の方法により行われます。

（受益者）

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、受益証券を投資対象とするＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社とします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項に定める信託金にかかる受益権については、信託金1円を1口とし1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価したものをいいます。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時点の受益権総口数で除した金額（以下「1口当たり純資産」といいます。）に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第10条 委託者は、第12条に基づく受益証券取得申込者からの受益証券を記名式とする請求を受け、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

受益証券は、1口の整数倍の口数を表示するものとします。

受益者は受益証券を他に譲渡することはできません。

受益証券には、「ＪＰＭジャパン・フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）」という名称を付します。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信

託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の無記名式への変更）

第12条 受益証券の取得申込者は、取得申込時において、委託者に受益証券を記名式とするよう請求するものとします。また、当該請求により記名式となった受益証券を、無記名式とする請求をすることはできません。

（記名式の受益証券の再交付）

第13条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合などの再交付）

第14条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第15条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - イ．有価証券（金融商品取引法第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ロ．有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第6号に規定するものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - ハ．有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいい、次に掲げるものを対象とした取引に限りします。以下同じ。）にかかる権利
 - (1)金融商品（金融商品取引法第2条第24項に定めるものをいい、ただし有価証券を除きます。以下同じ。）
 - (2)金融商品の価格または金融商品（通貨を除きます。）の利率等（金融商品取引法第2条第21項第4号に定めるものをいいます。）
- 二．みなし有価証券（金融商品取引法第2条第2項に定めるものをいいます。以下同じ。）のうち以下に規定するもの
 - (1)金銭、金銭債権、不動産、地上権または賃借権を信託する信託にかかる受益権
 - (2)信託財産を主として上記イからハに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする、金銭を信託する信託の受益権（上記(1)に定めるものを除く。）
 - (3)外国の者に対する権利で上記(1)および(2)に掲げる権利の性質を有するもの
 - (4)金融商品取引法施行令第1条の3の4に規定する債権
- ホ．約束手形（上記イに該当するものを除きます。）
- ヘ．金銭債権（上記イ、ロ、ハ、二またはホに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含みます。）

2．為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。

す。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

す。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. コール・ローン

3. 手形割引市場において売買される手形

4. 金銭債権（前項に掲げる有価証券または前各号もしくは次号に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）

5. 前条第1号二に掲げるみなし有価証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を主として前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属するすべての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法（兼営法第2条第1項にて準用する場合を含みます。以下本条および第29条において同じ。）、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）、受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。また、受託者の利害関係人がその利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、その親法人等もしくは子法人等（金融商品取引法第31条の4第5項もしくは第6項に規定する親法人等もしくは子法人等をいいます。）、または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資を行うことができます。

第1項および前項の取扱いは、第21条から第24条まで、第27条、第32条および第33条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為についても同様とします。

前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第

3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者はこれに投資することの指図ができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売り出しにより取得する株券
- 5．信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。ここで「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。
- 6．信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

(有価証券関連デリバティブ取引の運用指図・目的)

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

(有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引の運用指図・目的)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動もしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」と

いいいます。)、預金その他の資産をいいいます。以下同じ。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の30%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引(金融商品取引法第2条第20項で定めるデリバティブ取引を除きます。)を行うことの指図をすることができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 受託者は、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により、金融機関、金融商品取引業者のうち金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類するもの(以下、本条において総称して「金融機関等」といいいます。)から取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーを、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券

にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間（以下「計算期間」といいます。）は、毎年11月28日から翌年11月27日までとします。

前項において、計算期間終了日が休業日に該当するときは、計算期間終了日は該当日の翌営業日に変更されるものとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、計算期間終了日に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、信託期間中には分配しません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第41条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託の場合は追加信託差金として、信託契約の一部解約の場合は解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、この信託が終了したときは、償還金（信託終了時における1口当たり純資産をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

（一部解約）

第44条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項における一部解約にかかる額は、一部解約を行う日の前営業日の1口当たり純資産に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、受益証券を投資対象とすることをその信託約款において定めるすべての証券投資信託

が終了することとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第3項から前項までの規定は、第1項において委託者がこの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがうとともに、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項による場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の場合（この信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、第1項において委託者が重大な約款の変更等をしようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第45条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を受益者に交付しません。

（運用報告書）

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書を受益者に交付しません。

（公告）

第54条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成 20 年 11 月 28 日

委託者 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

JPMジャパン・フォーカス・ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書（請求目論見書）2008. 11

設定・運用は
JPモルガン・アセット・マネジメント

ＪＰＭジャパン・フォーカス・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を平成20年10月29日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成20年11月14日に生じております。

本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書第三部「ファンドの詳細情報」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

目 次

頁

請求目論見書

第三部 ファンドの詳細情報.....	1
第1 ファンドの沿革.....	1
第2 手続等	
1 申込手続等.....	1
2 換金手続等.....	3
第3 管理及び運営	
1 資産管理等の概要.....	4
2 受益者の権利等.....	7
第4 ファンドの経理状況.....	8
第5 設定及び解約の実績.....	8

第三部 ファンドの詳細情報

《以下で使用する用語の定義は、本書で別段の定めがある場合を除き、全て「ＪＰＭジャパン・フォーカス・ファンド」の、金融商品取引法第15条第2項本文に規定する、投資家にあらかじめまたは申込みと同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）のとおりとします。》

第1 ファンドの沿革

平成20年11月28日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、設定・運用開始（予定）

第2 手続等

1 申込手続等

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

申込価格

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、一般コースと、自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので販売会社にお問い合わせください。

受渡方法

(a)取得申込代金の支払いについて

当初申込期間中は、投資家は、取得申込代金を申込みの販売会社に当初申込期間中に支払うものとします。

継続申込期間中は、投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b)受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

取得申込みの受付は、原則として午後 3 時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前 11 時）までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

申込の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家はその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時（半日営業日は午前 9 時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2 換金手続等

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。

換金価格

換金申込日の基準価額とします。

(換金にかかる課税については、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。)

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

(a)換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b)受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの信託契約の一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金の申込みは振替受益権をもって行うものとしします。

受付時間

換金申込みの受付は、原則として午後3時(東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時)までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限です。

ただし、後記「(5) その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月28日から翌年11月27日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎年11月27日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

(5) その他

信託の終了等（詳しくは、交付目論見書に添付されている信託約款をご参照ください。）

(a) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの設定日から1年経過以降、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託会社はあらかじめ、書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、前記a.において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させ

ます。なお、受益者は上記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

信託約款の変更等（詳しくは、交付目論見書に添付されている信託約款をご参照ください。）

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の場合（当ファンドの信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託会社はあらかじめ、書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から前記(e)までの規定は、前記(a)において委託会社が重大な約款の変更等しようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から前記(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

委託会社が行う公告

委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

2 受益者の権利等

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる毎計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの信託の償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更等」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成20年11月28日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

当ファンドの財務諸表は「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成します。

2 ファンドの現況

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成20年11月28日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

第5 設定及び解約の実績

当ファンドは平成20年11月28日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

